

平成 22 年第 2 回大仙市議会臨時会会議録第 1 号

平成 22 年 4 月 28 日（水曜日）

議 事 日 程 第 1 号

平成 22 年 4 月 28 日（水曜日）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定（1 日間）
- 第 3 議長報告
・ 専決処分報告（法第 180 条関係）
・ 例月現金出納検査結果
- 第 4 報告第 1 号 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 5 報告第 2 号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 6 報告第 3 号 専決処分報告について（平成 21 年度大仙市一般会計補正予算（第 14 号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 報告第 4 号 専決処分報告について（平成 21 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 8 報告第 5 号 専決処分報告について（平成 21 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号））
（第 3 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 9 議案第 97 号 工事請負契約の締結について
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 10 議案第 98 号 平成 22 年度大仙市一般会計補正予算（第 2 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

出席議員（28人）

1番	大野忠夫	2番	佐藤文子	3番	後藤健
4番	佐藤隆盛	5番	藤井春雄	6番	杉沢千恵子
7番	茂木隆	8番	小山緑郎	9番	小松栄治
10番	富岡喜芳	12番	石塚柏	13番	金谷道男
14番	武田隆	15番	渡邊秀俊	16番	高橋敏英
18番	佐藤芳雄	19番	大山利吉	20番	北村稔
21番	高橋幸晴	22番	本間輝男	23番	橋本五郎
24番	藤田君雄	25番	橋村誠	26番	佐藤孝次
27番	千葉健	28番	鎌田正	29番	竹原弘治
30番	児玉裕一				

欠席議員（2人）

11番	佐藤清吉	17番	菊地幸悦
-----	------	-----	------

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	山王丸愛子	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	老松博行
企画部長	小松辰巳	市民生活部長	元吉峯夫
健康福祉部長	武藤芳和	農林商工部長	藤原薫
建設部長	田口隆志	病院事務長	伊藤和保
水道局長	藤田良雄	教育次長	高橋修司
教育次長	青谷晃吉	総務課長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長	佐々木誠治	参事	竹内徳幸
主幹	伊藤雅裕	主査	菅原直久
主事	中川智晴		

午前10時00分 開 会

○議長（児玉裕一君） おはようございます。

これより平成22年第2回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集のあいさつがあります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 本日、平成22年第2回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

また、ご審議をお願いいたします案件は、大仙市税条例の一部改正など専決処分報告5件、光ファイバー網敷設工事請負契約に係る単行案1件、平成22年度大仙市一般会計補正予算案1件の合計7件であります。

光ファイバー網の敷設につきましては、都市部と農村部との格差のない情報通信基盤を整備するため、以前から総務省東北総合通信局をはじめ、秋田県並びにNTT東日本に対し、私自らも機会を捉えて訪問するなど再三にわたり早期の実現を要望してまいりましたが、この度の国の交付金制度によりまして実現の可能性が見えてきたことから、これを千載一遇の機会と捉え、事業採択に向けて努力してまいったところであります。

この事業によりまして市内全域において超高速大容量による情報通信サービスを提供することが可能となるほか、地上デジタル放送の難視聴も解消できるなど、社会・経済活動に大きく貢献することができ、将来的には医療、福祉、防災等への活用も図ることにより、安全・安心な生活の確保と少子高齢社会への対応も期待できるものであります。

このように、市にとりまして待望の事業であることから光ブロードバンドサービスをできるだけ早く市内全域に提供できるよう、早急に工事を発注する必要がある、臨時議会を招集させていただいたところであります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

午前10時03分 開 議

○議長（児玉裕一君） これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、11番佐藤清吉君、17番菊地幸悦君であります。

○議長（児玉裕一君） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（児玉裕一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において18番佐藤芳雄君、19番大山利吉君、20番北村稔君を指名いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

議会の委任による専決処分報告2件が市長から、例月現金出納検査結果が市代表監査委員からそれぞれ提出されましたので、これらを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第4、報告第1号から日程第10、議案第98号までの7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 【登壇】 それではご説明申し上げます。

はじめに、お手元の資料No. 1の議案書をご覧いただきたいと存じます。

1ページから13ページまでになります。

報告第1号及び報告第2号の専決処分報告につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本2件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成22年3月31日に公布され、一部を除き平成22年4月1日から施行されることに伴い、税条例及び国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付けで専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであり

ます。

改正の主な内容についてであります。まず、個人市民税につきましては、子ども手当の創設に伴い平成24年度から16歳未満の扶養親族に係る33万円の扶養控除を廃止するほか、高校の授業料無料化に伴い、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の12万円の上乗せを廃止し、扶養控除の額を33万円とするものであります。また、このことに伴い平成23年1月1日から給与所得者が提出すべき扶養親族申告書を新たに規定するものであります。

また、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者につきましては、公的年金と給与所得を合算して特別徴収できることとしたことに伴い、所要の条文整備を行うものであります。

次に、市たばこ税につきましては、平成22年10月1日以後に売り渡す製造たばこについて、旧3級品以外のものにつきましては千本につき現行の3,298円から1,320円引き上げ4,618円とするとともに、旧3級品につきましては千本につき現行の1,564円から626円引き上げ2,190円とするものであります。

なお、平成22年10月1日前に仕入れて平成22年10月1日に在庫として所持しているものについては、手持品課税をすることとしております。

次に、国民健康保険税につきましては、まず、課税限度額の引き上げであります。基礎課税限度額を現行の47万円から3万円引き上げ50万円とするとともに、後期高齢者支援金等課税限度額を現行の12万円から1万円引き上げ13万円とするものであります。なお、介護納付金課税限度額は10万円に据え置くこととしております。

また、国民健康保険税の減額措置につきましては、これまで応能・応益の賦課割合が50対50から55対45の範囲内でなければ7割・5割・2割の軽減ができませんでしたが、この賦課割合に関係なく市の判断で減額割合を選択できることとしたことに伴い、所要の条文整理を行うものであります。

また、国民健康保険の被保険者が倒産や解雇等の非自発的理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合などにおきましては、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、国民健康保険税の算定基礎となる給与所得を100分の30に軽減して算定する特例措置を講ずるものであります。

このほか非課税等の特例措置の整理合理化などに伴い条文整理を行うもので、所要の経過措置を設け、一部を除き平成22年4月1日から施行しております。

続きまして、お手元の資料No. 2の大仙市補正予算書〔3月補正（専決）〕と書いてあるものをご覧いただきたいと思います。

最初に、1ページをご覧いただきたいと思います。

報告第3号、専決処分報告の平成21年度大仙市一般会計補正予算（第14号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、財政調整基金や減債基金への積立金及び地域活性化に係る3つの臨時交付金などの確定並びに事業費や市債の確定に伴う繰出金などについて補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億8,505万4千円を追加し、補正後の予算総額を498億8,494万2千円としたものであります。

また、繰越明許費につきましては、地方道路交付金事業費（中仙4号線）の追加及び超高速情報通信基盤整備事業費（公共投資分）の変更を行ったものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

8ページになります。

10款地方交付税は、特別交付税として2億1,023万9千円の補正であります。

14款国庫支出金は、地域活性化に係る3つの臨時交付金などの総務費国庫補助金及び安全・安心な学校づくり交付金の教育費国庫補助金について、合わせて1億5,219万5千円の補正であります。

17款寄附金は、民生費寄附金の2万円と大仙市ふるさと応援寄附金の20万円、合わせて22万円の補正であります。

21款市債は、超高速情報通信基盤整備事業債、中学校施設整備事業債など4事業債の確定により1億7,760万円の減額補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページになります。

2款総務費は、地域活性化に係る公共投資臨時交付金及びきめ細かな臨時交付金並びに市債の確定に伴う財源振替のほか、超高速情報通信基盤整備事業費（公共投資分）につきましては、光ケーブル敷設事業費の確定により6,087万1千円の減額補正、財

政調整基金積立金については1億6,100万4千円の補正、減債基金積立金についても1億円の補正、また、大仙市ふるさと応援基金積立金は20万円の補正であります。合計いたしまして総務費は2億33万3千円の補正であります。

3款民生費は、地域福祉振興基金積立金として2万円の補正のほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の確定に伴う財源振替であります。

12ページになります。

4款衛生費は、簡易水道事業特別会計繰出金として64万3千円の減額補正であります。

6款農林水産業費は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の確定に伴う財源振替であります。

14ページになります。

7款商工費は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の確定に伴う財源振替であります。

8款土木費は、1,465万6千円の減額補正であります。

内容といたしまして、地方道路交付金事業費（中仙4号線）と地方道路交付金事業費（愛宕下・浮島・合貝跨線橋）につきましては、合貝跨線橋の落橋防止工事に係るJR負担金の確定により140万円を減額するとともに、減額した分を中仙4号線について事業進捗を図るため事業費の増額補正を行ったものであります。また、土地区画整理事業特別会計繰出金は、大花地区における補償費の減額により1,465万6千円の減額補正、そのほか地域活性化に係る経済危機対策及びきめ細かな臨時交付金並びに市債の確定に伴う財源振替であります。

16ページになります。

10款教育費は、小学校費における学校情報通信技術環境整備事業費（経済危機対策分）につきましては、大曲小学校のパソコン室整備のための節間組替のほか地域活性化に係る3つの臨時交付金及び市債の確定に伴う財源振替であります。

以上が一般会計分であります。

次に、19ページをご覧くださいと思います。

報告第4号、専決処分報告の平成21年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、大花地区における補償費の減額に伴う補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,465万6千円を減額し、補正後の予算総額を17億7,303万1千円としたものであります。

同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

24ページをご覧いただきたいと思います。

歳入3款繰入金は、一般会計繰入金として1,465万6千円の減額補正。

歳出1款事業費は、単独費における補償契約1件について、年度内に合意に至らなかったことから大曲駅前第二地区土地区画整理事業費（単独分）について1,465万6千円の減額補正であります。

次に、27ページをご覧いただきたいと思います。

報告第5号、専決処分報告の平成21年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）につきましては、事業費の確定に伴う補正を行ったものであり、歳入歳出の総額からそれぞれ420万4千円を減額し、補正後の予算総額を15億4,652万2千円としたものであります。

同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

33ページをご覧いただきたいと思います。

歳入3款国庫支出金は、簡易水道等施設整備費補助金として2万円の減額補正。

5款繰入金は、一般会計繰入金として64万3千円の減額補正。

7款諸収入は、水道管移設工事費委託金として335万9千円の補正。

8款市債は、簡易水道事業債として690万円の減額補正であります。

34ページになります。

歳出2款事業費は、北楯岡地区、刈和野地区、強首地区、南外地区及び戸地谷地区の各地区の簡易水道事業費の確定に伴い420万4千円を減額補正するものであります。

続きまして、もう一度恐れ入りますが資料No.1の議案書の方をご覧いただきたいと思います。

最後のページ、17ページになります。

議案第97号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、大仙市地域情報通信基盤光ファイバー網敷設工事に係る請負契約の締結について、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の

規定により議会の議決をお願いするものであり、業者の企画提案を審査して業者選定を行う簡易公募型プロポーザルを実施した結果、東日本電信電話株式会社秋田支店と契約金額16億125万円で仮契約を締結したものであります。

工事の内容につきましては、市内の地域間の情報通信格差を解消するため、光ブロードバンドサービスを提供できるよう、既に設置済みの地域を除き、光ファイバーケーブル約589kmを敷設するほか、地上デジタル放送の難視聴を解消するため受信装置2基並びに光電変換装置1,446個を設置するものであります。

なお、併せてこれに係る調査設計業務なども委託するものであります。工期は平成22年5月6日から平成23年2月28日までとしております。

続きまして、お手元の資料No.3になります。大仙市補正予算書〔4月補正〕をご覧くださいと思います。

1ページになります。

議案第98号、平成22年度大仙市一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、市営住宅の火災復旧経費や設備に係る修繕費及び補助金交付要綱に基づく土地改良事業費補助金などについて補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,409万9千円を追加し、補正後の予算総額を436億5,317万6千円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

6ページをご覧くださいと思います。

歳入10款地方交付税は、普通交付税として197万1千円の補正であります。

20款諸収入は、南外地域の市営住宅火災に係る建物総合損害共済金として1,212万8千円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

3款民生費は、南外生活支援ハウスの空調設備の配管修繕に係る経費として生活支援ハウス管理運営費について48万1千円の補正であります。

8ページになります。

6款農林水産業費は、補助要綱に基づき、大曲地域及び中仙地域の水路改修事業に係る土地改良事業費等補助金として37万8千円の補正であります。

8 款土木費は、南外地域の梨木田市営住宅の火災に係る復旧費用として1, 212万8千円の補正であります。

10 ページになります。

10 款教育費は、仙北地域のふれあい文化センターに設置されております陶芸窯の修繕経費として、公民館管理費について111万2千円の補正であります。

以上、提出議案等につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉裕一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番金谷議員。

○13番（金谷道男君） 議案97号の工事請負契約締結についての関連でちょっと教えていただきたいんですが、この工事の内容はここに記載してあるとおりに光ケーブルをいわゆる埋設するという契約になっているようですけれども、プラス地上デジタルの通信もできるようにということでアンテナを建てるということだと思っておりますけれども、もう一つ、すいません私、議会運営委員会のちょっと資料を見て話しているんですけれども、調査設計、先程も総務部長の説明の中で調査設計も委託するということでしたけれども、どういう内容の調査設計をするということが工事請負契約の中でやられる調査設計、何かそこら辺がちょっと私よく理解できなかったの一点お願いしたいということと、これはあくまでも設備を要するに設置するという契約ですよね。それを、いわゆるこれを誰かが今度使わなければいけないわけで、それ使う時の話はまた別の話で、今回の話の中にはないことではないでしょうかということ。その3つをお知らせください。工事の内容はその敷設ですねということと、それからもう一点はその調査設計ってどういう中身の調査設計が工事請負の中でやられるものなのかということと、それから利用する方の契約、また後でという話になりますよねというその3点。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） お答え申し上げます。

それでは、まず最初に調査設計の内容ですけれども、この光ファイバーを敷設する場合につきましては、当然、電柱、電話柱に共架していかなければならないこととなります。その電話柱、電柱につきまして、どのように敷設するかというところにつきましてすべてを調査するという部分を委託するというような形になると考えております。

それと、利用につきましてですけれども、基本的につきましてはIRUという、敷設後にその電気通信事業者が管理運営を行いながら使用するというような形のIRU契約

をこの後結ぶことになると考えております。それを結ぶことによりまして維持管理費につきましては通信事業者が利用できる状況になった後につきましての保守につきましては、この電気通信事業者が行うというような内容になります。

○議長（児玉裕一君） はい、13番。

○13番（金谷道男君） 今回の契約の内容というのは、要するに工事する、今の話で、その具体的に工事する中身はまずこの16億125万円の中ですべて、いわゆる調査した結果、例えばもうちょっとこれよりかかるというような話が出てくるのかどうかということの関連もあってちょっと聞いたこと一点と、今のIRUの契約の話で、この工事をした事業者がそのIRU契約の相手方に自動的になるという内容なのかということです。

○議長（児玉裕一君） 小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） まずひとつその今回のプロポーザルにあたりまして条件としてIRU契約につきまして今後、通信事業者としてこの回線を使うことがプロポーザルの一つの条件になってございますので、今回契約する事業者と、この後IRU契約を結ぶことになると考えております。

それと、今回の工事の内容でございますが、当然、共架できる電柱等を調査した後に、すべてに、全市にこの光ファイバー網を敷設するという、いわゆる線を全部引いていくという工事内容になります。

○議長（児玉裕一君） 13番金谷議員。

○13番（金谷道男君） 非常に私、このことはすごく期待しているので聞いているのです。そうすれば、設計した段階でこの金額よりも、例えば調査したらもうちょっとかかるよというような話にはならないということですか。

○議長（児玉裕一君） 小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳君） 基本的には今回の契約額の中ですべての工事が行われると考えております。

○議長（児玉裕一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第1号から議案第98号までの7件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前 10時28分 休 憩

午後 1時13分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後からは山王丸副市長が市長代理で大仙市老人クラブ連合会総会の出席のため早退しております。また、7番茂木隆君、21番高橋幸晴君も早退しております。

○議長（児玉裕一君） では、日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号を一括して再び議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長14番武田隆君。はい、14番。

○総務民生常任委員長（武田 隆君）【登壇】 ご報告いたします。

当常任委員会に審査委託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第1号「専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）」及び報告第2号「専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の2件につきましては、関連があることから一括して議題とし、当局からの内容説明後、質疑において、「個人住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減が本市ではどのくらいの増税要素か。」との質問があり、当局からは「21年度課税ベースで約1億2,000万円ほど試算している。」との答弁がありました。また、「国民健康保険税の応能・応益の賦課割合の現状はどうなっているのか。」との質問に対しては、「本市では55対45になっている。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑があり、討論では、報告第1号について住民税の年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の上乗せ部分の廃止は、住民税の増税につながる条例改正案であり認められないとの反対討論があり、採決の結果、賛成多数で承認すべきものと決しました。

なお、報告第2号につきましては、討論はなく、出席委員の一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 私は、報告第1号、専決処分報告（市税条例の一部改正案）について反対討論をいたします。

3月24日成立の政府の改正地方税法の最大の特徴は、もともと民主党のマニフェストにもなかった個人住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減を行い、過去最大規模の増税をもたらすものであります。

子ども手当の月2万6千円の支給の保障がないにもかかわらず増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は恒久措置とされ、その上、保育料の負担増につながるなど、個人住民税の増税の影響を是正する具体的な措置はいまだ示されないままであります。子ども手当と高校授業料無償化の財源を口実として住民税の年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の上乗せ分の廃止のために住民税の増税につながる条例改正案は認められないものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（児玉裕一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、報告第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（児玉裕一君） 起立多数であります。よって本件は、承認することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、報告第2号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第6、報告第3号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務民生常任委員長14番武田隆君。はい、14番。

○総務民生常任委員長（武田 隆君）【登壇】 ご報告いたします。

報告第3号「専決処分報告について（平成21年度大仙市一般会計補正予算（第14号））」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、当局からの内容説明に対し格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長25番橋村誠君。はい、25番。

○企画産業常任委員長（橋村 誠君）【登壇】 休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につきまして、委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第3号「専決処分報告について（平成21年度大仙市一般会計補正予算（第14号））」につきましては、質疑において、委員から「超高速情報通信基盤整備事業は地上デジタル放送難視聴地域解消を目的の一つとしているが、この事業により難視聴地域は完全に解消されるのか。」との質問があり、それに対して当局からは「難視聴地域と確認された地域はほぼ解消されるが、地形的な事情により、どうしてもエリアから外れる世帯があると想定される。市に申請書を提出してもらえれば戸別に電波調査・相談を行うほか、総務省でも秋田市に事務所を設けて相談に応じているので広報等でPRしていきたい。」との答弁がありました。

その他、2、3の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもちまして、承認すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、教育福祉常任委員長 13 番金谷道男君。はい、13 番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君）【登壇】 休憩前の本会議において、当常任委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第3号「専決処分報告について（平成21年度大仙市一般会計補正予算（第14号））」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの説明に対し、財源振替の内容についての質問がありましたが、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 18 番佐藤芳雄君。はい、18 番。

○建設水道常任委員長（佐藤芳雄君）【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託になりました事件につき、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、報告第3号「専決処分報告について（平成21年度大仙市一般会計補正予算（第14号））」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明後、質疑において「住宅費、住宅管理費の住宅リフォーム支援事業費で、補正額は変わっていないが内訳では国・県の支出が642万8千円の減額で、この部分が一般財源から出ているが、この事業は経済危機対策分で国の補助金事業と解釈していたが、この理由は何なのか。」との質問があり、当局からは「市全体の経済危機対策分で調整されたものである。」との答弁でした。

討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。本件に対する各委員長報告は承認であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（児玉裕一君） 日程第7、報告第4号及び日程第8、報告第5号を一括して再び議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長18番佐藤芳雄君。はい、18番。

○建設水道常任委員長（佐藤芳雄君） 【登壇】 報告いたします。

報告第4号「専決処分報告について（平成21年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明後、質疑において、「減額補正は補償契約の合意に至らなかったということであるが、その具体的な内容について」の質問があり、当局からは「対象権利者は中古建設機械の部品を使用し、建設機械の修理及び加工を営んでいる。中古建設機械はすべて自走が不可能であり、使用可能な部品を取り除いたブルドーザ、バックホー等が敷地内に約100台散在している。仮換地先は、ほぼ現在位置付近となっているが、区画道路、水路、整地工事に支障を来すために重機を一時仮置きする必要がある、設置する場所としては複数回の仮置場の発生しないこと、近距離であることを考慮した結果、隣接する地区外の権利者所有

地に仮置きすることで了解をいただいたが、工場等建築物等の移転補償契約と同時期に契約を締結してほしい旨の強い要望があり、やむを得ず減額補正を行ったものである。」との答弁でした。

さらに委員からは、「代替地を市で用意してほしいとの要望はないか。」との質問には「当初は話し合いがあって何箇所か候補地を絞って現地を紹介したこともあったが、対象者が気に入らないところがあって自分で代替地を探したもの。」との答弁でした。

その他、2、3の質問等がありましたが、いずれも当局説明を了として、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第5号「専決処分報告について（平成21年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 討論なしと認めます。

これより報告第4号及び報告第5号を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は承認であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、承認することに決しました。

○議長（児玉裕一君） 日程第9、議案第97号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長25番橋村誠君。はい、25番。

○企画産業常任委員長（橋村 誠君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第97号「工事請負契約の締結について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもちまして、同意すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（児玉裕一君） 日程第10、議案第98号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、企画産業常任委員長25番橋村誠君。はい、25番。

○企画産業常任委員長（橋村 誠君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第98号「平成22年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、質疑において委員から「土地改良事業補助金を交付するとのことであるが、要綱の原則に従い、申し込み、内容の精査、交付決定は3月までに行うべきではないか。」との質問があり、それに対して当局からは「雪解けにより水路が下がったこと、従前の補助事業であった農地有効利用支援事業が廃止されたこと等の理由により申請が4月に入ってなされたが、緊急を要すると認められるため、この度補正をお願いするものである。」との答弁がありました。

その他、2、3の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、教育福祉常任委員長 13 番金谷道男君。はい、13 番。

○教育福祉常任委員長（金谷道男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第98号「平成22年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 18 番佐藤芳雄君。はい、18 番。

○建設水道常任委員長（佐藤芳雄君） 【登壇】 報告いたします。

議案第98号「平成22年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明後、質疑において「被災程度と火災保険金の補償金額は幾らだったのか。」との質問があり、当局からは「被災は半焼程度で済んでいるが、1戸当たり1,300万円程度の補償に加入しており、全額補償の対象になるもの。」との答弁でした。

また、「スプリンクラーや火災報知器の設置状況はどうなっているのか。」との質問に対しては「火災報知器は昨年、各市営住宅の寝室、階段、台所などに設置しているが、スプリンクラーの設置義務はないので現在は設置していない。」との答弁でした。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了として、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（児玉裕一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(児玉裕一君) 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第2回大仙市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 1時38分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

